

# 将来の国民年金保険料額の決め方

## ◆保険料額の計算方法

毎年度の実際の保険料額は、次の計算式により平成16年の制度改革で決まった保険料額（下記を参照）に物価や賃金の伸びに合わせて調整することになります。

$$\text{毎年度の国民年金保険料額} = \text{平成16年の制度改革で決められた保険料額} \times (\text{※}) \text{保険料改定率}$$

$$(\text{※}) \text{保険料改定率} = \text{前年度保険料改定率} \times \text{名目賃金変動率} \times \text{物価変動率} \times \text{実質賃金変動率}$$

## ◆物価変動率等で計算された実際の保険料額

		前年度 保険料 改定率	物価変動率		実質賃金変動率		保険料 改定率	平成16年の 制度改革で 決められた 保険料額	実際の保険料額
平成 17年度	平成17年4月～ 平成18年3月	-	-	-	-	-	1.000	13,580	13,580
18年度	平成18年4月～ 平成19年3月	1.000	1.000	0.00%	-	-	1.000	13,860	13,860
19年度	平成19年4月～ 平成20年3月	1.000	0.997	-0.30%	-	-	0.997	14,140	14,100
20年度	平成20年4月～ 平成21年3月	0.997	1.003	0.30%	0.999	-0.10%	0.999	14,420	14,410
21年度	平成21年4月～ 平成22年3月	0.999	1.000	0.00%	0.998	-0.20%	0.997	14,700	14,660
22年度	平成22年4月～ 平成23年3月	0.997	1.014	1.40%	0.997	-0.30%	1.008	14,980	15,100
23年度	平成23年4月～ 平成24年3月	1.008	0.986	-1.40%	0.990	-1.00%	0.984	15,260	15,020
24年度	平成24年4月～ 平成25年3月	0.984	0.993	-0.70%	0.987	-1.30%	0.964	15,540	14,980
25年度	平成25年4月～ 平成26年3月	0.964	0.997	-0.30%	0.989	-1.10%	0.951	15,820	15,040
26年度	平成26年4月～ 平成27年3月	0.951	1.000	0.00%	0.996	-0.40%	0.947	16,100	15,250
27年度	平成27年4月～ 平成28年3月	0.947	1.004	0.40%	1.001	0.10%	0.952	16,380	15,590
28年度	平成28年4月～ 平成29年3月	0.952	1.027	2.70%	0.998	-0.20%	0.976	16,660	16,260
29年度	平成29年4月～ 平成30年3月	0.976	1.008	0.80%	0.992	-0.80%	0.976	16,900	16,490
30年度	平成30年4月～ 平成31年3月	0.976	0.999	-0.10%	0.992	-0.80%	0.967	16,900	16,340
令和 元年度	平成31年4月～ 令和 2年3月	0.967	1.005	0.50%	0.993	-0.70%	0.965	17,000	16,410
2年度	令和 2年4月～ 令和 3年3月	0.965	1.010	1.00%	0.998	-0.20%	0.973	17,000	16,540
3年度	令和 3年4月～ 令和 4年3月	0.973	1.005	0.50%	0.999	-0.10%	0.977	17,000	16,610
4年度	令和 4年4月～ 令和 5年3月	0.977	1.000	0.00%	0.999	-0.10%	0.976	17,000	16,590
5年度	令和 5年4月～ 令和 6年3月	0.976	0.998	-0.20%	0.998	-0.20%	0.972	17,000	16,520
6年度	令和 6年4月～ 令和 7年3月	0.972	1.025	2.50%	1.003	0.30%	0.999	17,000	16,980
7年度	令和 7年4月～ 令和 8年3月	0.999	1.032	3.20%	0.999	-0.10%	1.030	17,000	17,510
8年度	令和 8年4月～ 令和 9年3月	1.030	1.027	2.70%	0.996	-0.40%	1.054	17,000	17,920

## ◆計算の基礎となる平成16年の制度改革で決められた平成17年度以降の保険料額

平成16年の制度改革で、国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられることになりました。

※ 令和元年度以降、産前産後期間の保険料免除制度の施行に伴い、保険料が月額100円引き上がります。

平成16年の制度改革で決められた 平成17年度以降の保険料額	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	13,580	13,860	14,140	14,420	14,700	14,980	15,260
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度及び 平成30年度	令和元年度 以降
	15,540	15,820	16,100	16,380	16,660	16,900	17,000